

○国土交通省告示第百九十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十四年二月二十三日

国土交通大臣 前田 武志

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道497号新設工事（西九州自動車道「唐津伊万里道路」新設工事・佐賀県伊万里市波多津町津留字小坊地内から同市南波多町府招字小原地内まで）並びにこれに伴う一般国道改築工事及び市道付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 佐賀県伊万里市波多津町津留字小坊、南波多町重橋字蔭木場及び字後川内、谷口字中石坂、字大尾、字大ブケ、字杖田、字ユキヅノ、字立山及び字廣田、古里字後口谷、字広田及び字山ノ口、水留字前平、大曲字裏ノ原、高瀬字馬ノ子谷、字梅ノ木谷及び字宇登山、井手野字深瀬、字端山、字下対、字上対、字中川原、字裏ノ原及び字新久田、原屋敷字上項、字平松、字原、字長峰、字桑ノ木原、字清水原、字上三操屋及び字萬藏山並びに府招字上万場、字乙房、字平松、字道源、字長田、字大原、字船川及び字小原

2 使用の部分 佐賀県伊万里市波多津町津留字小坊、南波多町重橋字蔭木場及び字後川内、谷口字中石坂、字大尾、字大ブケ、字杖田、字ユキヅノ、字立山及び字廣田、古里字後口谷、字広田及び字山ノ口、水留字前平、大曲字裏ノ原、高瀬字馬ノ子谷、字梅ノ木谷及び字宇登山、井手野字端山、字下対、字上対、字中川原、字裏ノ原及び字新久田、原屋敷字上項、字平松、字原、字長峰、字桑ノ木原、字清水原、字上三操屋及び字萬藏山並びに府招字上万場、字乙房、字平松、字道源、字長田及び字小原

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、佐賀県唐津市原字沖田地内の唐津インターチェンジから伊万里市南波多町府招字小原地内の伊万里東インターチェンジ（仮称）までの延長18.1kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道497号新設工事（西

九州自動車道「唐津伊万里道路」新設工事）並びにこれに伴う一般国道改築工事及び市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道497号新設工事（西九州自動車道「唐津伊万里道路」新設工事）」（以下「本体事業」という。）と、本体事業の施行により阻害される一般国道の従来機能を維持するための改築工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の新設は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道497号（西九州自動車道。以下「西九州道」という。）は、福岡市を起点とし、唐津市、伊万里市、松浦市、佐世保市等を経由して武雄市で高速自動車国道九州横断自動車道長崎大分線に接続する延長約150kmの自動車専用道路である。

西九州道が通過する唐津市及び伊万里市（以下「本件地域」という。）は、梨の栽培等の農業が盛んなほか、周辺に工業団地が立地しており、農産品及び工業品は陸上輸送により福岡県、関西地方等に出荷されている。また、本件地域は、虹の松原等の観光資源があり、県内外から観光客が訪れている。

本件区間とおおむね並行し、物流等を担う幹線道路として一般国道202号及び一般国道204号（以下「現道」という。）があるが、一般国道202号は自然災害等による通行規制が度々行われており、一般国道204号は道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径を満たさない線形不良箇所が多数存在するなど、幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

本件事業の完成により、既に供用済み又は供用予定である西九州道の他の区間等と一体となって本件地域と福岡市等とを結ぶ高速交通ネットワークが形成されることから、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性が向上し、物流の効率化等により地域経済の活性化が図られるとともに、自然災害発生時等における現道の代替路が新たに整備され、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等へ与える影響については、本件事業は、起業者が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）等に基づき、平成6年3月に、大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成21年10月及び平成23年3月に環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。

また、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、カスミサンショウウオ及びヤマトシマドジョウが確認されている。サシバについては、営巣は確認されておらず、同様の生息環境は周辺に広く残されることから影響は小さいとされている。カスミサンショウウオについては、計画路線は生息地の周辺を通過するものの、生息環境の改変はほとんどないことから影響は小さいと評価されている。ヤマトシマドジョウについては、生息地は計画路線から離れており、直接改変されないことなどから影響は小さいとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠA類として掲載されているマメダオシが確認されているが、同様の生育環境は周辺に広く存在することから影響は小さいとされている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が2箇所存在するが、いずれについても発掘調査を完了しており、既に記録保存等の措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、本件地域と福岡市等とを結ぶ高速交通ネットワークの形成を主な目的とし、道路構造令による第1種第3級の規格に基づく4車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについて、唐津インターチェンジから北波多インターチェンジ（仮称）までの区間においては山側案（申請案）、海側案及びその中

間案の3案、北波多インターチェンジ（仮称）から伊万里東インターチェンジ（仮称）までの区間においては山側案、海側案及びその中間案（申請案）の3案による検討がそれぞれ行われている。各区間において申請案と他の2案とを比較すると、いずれの申請案も、橋梁及びトンネルの総延長と施工期間が最も短いこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、いずれの区間においても申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う一般国道の改築工事及び市道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件地域と福岡市等とを結ぶ高速交通ネットワークを整備するとともに、現道は、自然災害等により通行規制が行われ、線形不良箇所が多数存在することなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、佐賀県知事を会長とする西九州自動車道建設推進協議会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 佐賀県伊万里市役所

第6 収用又は使用の手続が保留されている起業地 佐賀県伊万里市南波多町古里字後口谷、字広田及び字山ノ口、水留字前平、大曲字裏ノ原、高瀬字馬ノ子谷、字梅ノ木谷及び字登山、井手野字深瀬、字端山、字下対、字上対、字中川原、字裏ノ原及び字新久田、原屋敷字上項、字平松、字原、字長峰、字桑ノ木原、字清水原、字上三操屋及び字萬藏山並びに府招字上万場、字乙房、字平松、字道源、字長田、字大原、字船川及び字小原